税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	事業税	３　電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業） (1)　１(2)に掲げる法人以外の法人 収入金額、付加価値額及び資本金等の額 (2)　１(2)に掲げる法人 収入金額及び所得 ４　ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行う者が行う事業） 収入金額、付加価値額及び資本金等の額 個　人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得） 事業主控除　年290万円	３　電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人 (1)　１(2)に掲げる法人以外の法人 収入割　100分の0.75 付加価値割　100分の0.37 資本割　100分の0.15 (2)　１(2)に掲げる法人 収入割　100分の0.75 所得割　100分の1.85 ４　ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行う者が行う事業）を行う法人 収入割　100分の0.48 付加価値割　100分の0.77 資本割　100分の0.32 制限税率　標準税率の1.2倍 （１(1)の所得割については標準税率の1.7倍） 個　人 標準税率 １　第一種事業を行う個人　100分の５ ２　第二種事業を行う個人　100分の４ ３　第三種事業（４に掲げるものを除く。）を行う個人　100分の５ ４　第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人　100分の３ 制限税率　標準税率の1.1倍
		地方消費税	１　譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 ２　貨物割 課税貨物に係る消費税額	１　譲渡割 一定税率　78分の22 ２　貨物割 一定税率　78分の22 ※　消費税率換算　2.2% （軽減税率適用時　1.76%）
		不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格 (1)　宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年１月１日から令和９年３月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の２分の１とする。 (2)　一定の要件を満たす新築住宅については、１戸につき1,200万円を価格から控除する。 (3)　一定の要件を満たす既存住宅については、１戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (4)　(2)、(3)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の２倍（200㎡限度）の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率　100分の４ ただし、平成18年４月１日から令和９年３月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の３

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	たばこ税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき　1,070円
		ゴルフ場利用税	利用日数	標準税率 １人１日につき　800円 制限税率 １人１日につき　1,200円
		軽油引取税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 １キロリットルにつき　15,000円
		自動車税	自動車の台数	標準税率 １　乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 総排気量　税額（年額） １リットル以下　7,500円 １リットル超　1.5リットル以下　8,500円 1.5リットル超　２リットル以下　9,500円 ２リットル超　2.5リットル以下　13,800円 2.5リットル超　３リットル以下　15,700円 ３リットル超　3.5リットル以下　17,900円 3.5リットル超　４リットル以下　20,500円 ４リットル超　4.5リットル以下　23,600円 4.5リットル超　６リットル以下　27,200円 ６リットル超　40,700円 自家用 総排気量　税額（年額） １リットル以下　25,000円 １リットル超　1.5リットル以下　30,500円 1.5リットル超　２リットル以下　36,000円 ２リットル超　2.5リットル以下　43,500円 2.5リットル超　３リットル以下　50,000円 ３リットル超　3.5リットル以下　57,000円 3.5リットル超　４リットル以下　65,500円 ４リットル超　4.5リットル以下　75,500円 4.5リットル超　６リットル以下　87,000円 ６リットル超　110,000円 ２　トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 最大積載量　税額（年額） １トン以下　6,500円